

平成19年(2007年)1月10日

市 議 会 議 員 様

健康福祉部長
都市部長
病院管理部長

パブリック・コメント手続の実施案件について

下記の3件について、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメント手続(うち1件は条例に準じた手続)を実施するので、お知らせします。

記

1 市街地における適正な土地の高度利用に関する条例施行規則素案への意見募集

「市街地における適正な土地の高度利用に関する条例」(平成18年横須賀市条例第72号)を平成19年4月1日から施行するにあたり、同条例の規定により規則に委任している事項等を定めるため、意見を募集します。

(1) 意見等の募集と資料の提供期間 2月5日(月)～同月26日(月)

(2) 政策等の案等の提供方法

- ① 都市計画課、市政情報コーナー及び各行政センターでの配付
- ② 市のホームページへの掲載

(3) 問い合わせ先 都市計画課 内線2533

2 市立市民病院経営健全化計画の策定への意見募集

市民病院の経営収支の改善や医療の質向上を図るための経営健全化計画素案に対する意見を募集します。

(1) 意見等の募集と資料の提供期間 2月5日(月)～同月25日(日)

(2) 政策等の案等の提供方法

- ① 病院管理部総務課(市民病院内)、市政情報コーナー及び各行政センターでの配付
- ② 市のホームページへの掲載

(3) 問い合わせ先 病院管理部総務課 858-1771

3（参考） 横須賀市食育推進計画素案への意見募集

（横須賀市市民パブリック・コメント手続条例に準じた手続き）

平成18年3月に内閣府が作成し、基本理念を明らかにしてその方向性を示した「食育推進基本計画」を受け、本市における食育に関する行政計画についての整合性を図ると共に、性別、年代に関係なく誰もが「食育」について取り組み、また地場産物の活用など食を通したまちづくりができるよう、総合的な推進を図るため「横須賀市食育推進計画」を作成するための意見を募集します。

なお、12月22日に実施した食育ワーキングにより素案が完成しましたので、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例に準じた手続きを行います。

（1）意見等の募集と資料の提供期間 1月15日（月）～2月5日（月）

（2）政策等の案等の提供方法

- ① 保健所健康づくり課、市政情報コーナー及び各行政センターでの配付
- ② 市のホームページへの掲載

（3）問い合わせ先 保健所健康づくり課 822-4537